

福智町上野焼でおもてなし事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上野焼の食器を用いた飲食物を提供し、観光客のおもてなしを行う福智町（以下「町」という。）の飲食店に対して、予算の範囲内において交付する福智町上野焼でおもてなし事業補助金（以下「補助金」という。）について、福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 町内で営業する飲食店又は宿泊施設をいう。
- (2) 上野焼食器 上野焼協同組合に加盟する窯元で制作された上野焼で、飲食に用いる器をいう。

(周知広報の取組)

第3条 上野焼でおもてなし事業（以下「本事業」という。）に参加しようとする飲食店は、次の各号に掲げる所定の方法により町と協力して、上野焼及び本事業の周知広報に取り組みなければならない。

- (1) 上野焼食器を使用していることの紹介
- (2) 上野焼及び窯元情報の掲載
- (3) 標札の掲示
- (4) その他本事業の周知広報を図る取組

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- (1) 飲食店を経営する法人又は個人事業主
 - (2) 飲食店における飲食物の提供に上野焼食器を用いようとする者
 - (3) 町と協力して観光客の誘客促進を図ることができる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
- (1) 上野焼協同組合に加盟していない窯元で制作された上野焼を購入する場合
 - (2) 町税及び町へ納付すべき使用料等に滞納がある場合
 - (3) その他町長が適当でないと認める場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、飲食店（複数の飲食店を経営している場合は、各店舗）における上野焼食器の購入に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に、3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。ただし、申請は各飲食店につき毎年度1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、上野焼食器の購入前に、福智町上野焼でおもてなし事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 購入計画書（様式第2号）
- (2) 町税納税状況等確認承諾書（様式第3号）
- (3) 購入しようとする上野焼食器に係る見積書の写し
- (4) 飲食店営業許可証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、福智町上野焼でおもてなし事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

（交付決定後の変更等）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する変更等が生じたときは、直ちに、福智町上野焼でおもてなし事業補助金交付決定変更（取下げ）申請書（様式第5号）に、当該変更等を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 上野焼食器の購入に要する費用の増減により、前条の規定による交付決定額に変更が生じるとき。
- (2) 本事業の一部又は全部を中止するとき。
- (3) その他町長が特に必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定額に変更が生じた場合は、福智町上野焼でおもてなし事業補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第9条 交付決定者は、上野焼食器を購入したときは、速やかに福智町上野焼でおもてなし事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入報告書（様式第8号）
- (2) 上野焼食器を購入した費用の支払を証する書類の写し
- (3) 購入した上野焼食器の写真
- (4) 購入した上野焼食器に料理等を盛り付けた写真
- (5) 第3条に規定する取組内容が分かる写真等
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定した場合は、福智町上野焼でおもてなし事業補助金確定通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに福智町上野焼でおもてなし事業補助金請求書（様式第10号）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、当該交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は期限を定めて既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 本事業の目的以外の用途で使用されていることが判明したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(記録の保存)

第13条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の交付に関する書類を当該交付のあった日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(実施状況報告・現地調査)

第14条 町長は、本事業の成果を把握するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、当該事業の実施状況について随時報告を求め、及び現地調査を行うことができる。

(情報の共有)

第15条 町は、本事業を遂行するに当たっては、上野焼協同組合との連携及び情報共有等を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。